

## 藤沢市都市マスタープラン策定協議会について

### 1 藤沢市都市マスタープラン策定協議会について

市町村の定める「都市計画マスタープラン」は都市計画法第18条の2の規定に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、おおむね20年後の都市の姿を展望して都市計画の基本的方向を定めるものとされています。

本市の「藤沢市都市マスタープラン（以下、本計画）」は、2011年（平成23年）の改定から13年、2018年（平成30年）の部分改定から6年が経過しており、少子超高齢社会の進行、地球温暖化といったこれまでの課題に加え、激甚化・頻発化する自然災害、更なる情報化に伴うライフスタイルの多様化など、本市を取り巻く環境も大きく変化しつつあります。

これらのことから、都市空間等にも影響を及ぼすような社会状況の変化を見据えた、市全体のこれからの都市づくりの指針を示すことができるよう、本計画の改定を行います。

改定に向けては、計画改定に必要な検討及び討議を行う組織として「藤沢市都市マスタープラン策定協議会」を設置します。

なお、改定時期は令和7年度末を予定しています。

### 2 改定に向けた検討体制

#### ①策定協議会

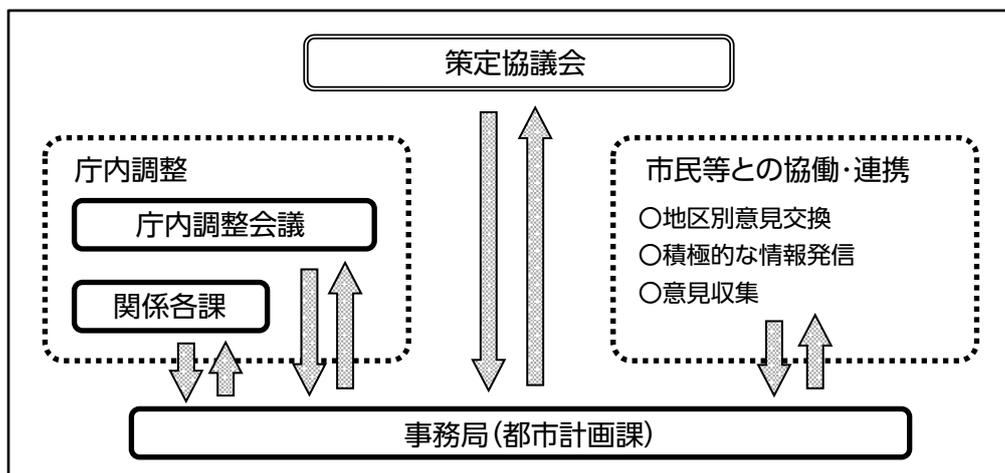
本計画の改定のために必要な検討や討議を行う組織として、市民、学識経験者、関係団体及び行政機関関係者等で構成する策定協議会を設置します。

#### ②庁内調整会議

本計画は多岐にわたる計画及び業務と関連することから、それらを踏まえた改定案作成のため、庁内の横断的な調整を行う組織として庁内調整会議を設置します。

#### ③市民等との協働・連携

令和5年度から13地区の郷土づくり推進会議等を中心に意見交換を重ねており、今後は改定状況等の積極的な情報発信に加え、パブリックコメント等の意見募集により、市民等との協働・連携を図りながら改定を進めます。その他にも、多様な主体からも幅広い意見を得て改定を進めるべく、手法を検討中です。



### 3 藤沢市都市マスタープラン策定協議会の役割、構成

[役割]

本計画の改定に向けて必要な検討及び討議を行い、いただいた意見をもとに改定案をまとめるもの。

[構成]

学識経験者	6名	都市計画、都市デザイン、交通、インフラ、みどり、農地、防災、参画型まちづくり、こども
市民委員	4名	公募により選考 ※男女、年代、地域性等を考慮
関係団体	2名	さがみ農業協同組合 藤沢地区 藤沢商工会議所
関係行政機関 市職員	3名	藤沢土木事務所 企画政策部長 計画建築部長
合計	15名	

### 4 経過及びスケジュール(案)

年度	令和5年度				令和6年度				令和7年度				
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	
検討内容	← 基礎資料収集・分析、課題整理等				← 改定方針等検討				← 改定素案等検討				★ 改定
策定協議会							●	●	●	●	●		
庁内調整会議						●			●		●		
市民等との協働・連携	← 郷土づくり推進会議等との意見交換				← 郷土づくり推進会議等への検討状況等の報告				← 多様な主体への意見収集や情報発信				● パブリックコメント
議会			●				●		●		●		
都市計画審議会		●			●		●		●	●	●	●	